

運転免許証の有効期限切れによる失効再取得手続きについて

運転免許証の有効期限が満了した場合、運転免許証は無効になります。

しかし、有効期限が切れてから、下記の期間内（A又はB）に該当する場合で、一定の条件を満たしている場合は、失効した運転免許の再取得が出来ます。

有効期限が満了してしまった後は、更新の扱いではなく、免許の再取得（試験を受けなおしていただく。）の扱いになります。

ただし、法律によって、試験の一部（学科試験と技能試験）が免除されるため、適性試験に合格し、関係する講習を受講すれば、再取得できます。（70歳以上の方は、申請前に高齢者講習等の受講が必要になります。）

A：有効期限から6か月以内の場合

有効期限から6か月以内であれば、やむを得ない事情が無い場合でも手続きができます。（いわゆる、うっかりして有効期限を切らしてしまった場合など）

● 手続きに必要なもの

- 運転免許証（有効期限が切れたもの）

※ 紛失してしまった場合は、運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター（連絡先電話055-285-2345）で取得できます。）を事前に準備して、持参してください。

- 住民票抄本（本籍（国籍）の記載があり、マイナンバーの記載が無いもので、6か月以内に発行されたもの）

※ 海外居住等により、住民登録が日本に無い場合は、

◇住民票の除票（本籍の記載のあるもの）＋一時滞在先を証明する書類
又は、

◇戸籍抄本＋一時滞在先を証明する書類
が必要になります。

住民票の除票は、出国前の住民登録地の市町村役場で取得できます。除票がとれない場合は、本籍のある市町村役場で戸籍抄本をとってください。

一時滞在先の居住証明書は、一時的に滞在する住所の証明を本人以外の方（家族や同居人等）に証明してもらってください。（様式は山梨県警察のホームページにも載っています。）

※ 住所（または、一時滞在先）が、山梨県内の方に限ります。

- 印鑑（無い方は、サインでも可です。）
- 申請用写真 1枚

縦3. 0cm×横2. 4cm、無帽・無背景、6か月以内に撮影したもの

※ 運転免許課施設内でも撮影できますが、実費（800円位）がかかります。

□ 手続き費用

試験手数料、交付手数料、講習料等が、5, 000円～6, 000円位

※ 所持している免許の種類によって異なります。

試験手数料 1, 900円（1種目ごとに）

交付手数料 2, 050円（複数の免許を所持する場合、1種目ごとに
200円追加）

講習手数料 優良講習 500円、一般講習 800円、

違反講習 1, 350円、初回講習 1, 350円

□ 更新連絡はがき（持参できる方はお願いします。）

□ 高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）

高齢者講習を受講しなければならない方は、事前に高齢者講習を受講することが義務づけられています。

手続きに来る前に、いずれかの教習所等で受講を済ませ、「高齢者講習終了証明書」を持参してください。

□ やむを得ない事情（病気、入院、海外渡航等）がある方は、やむを得ない事情を証明するもの

※ 医師や病院の診断書等（病名、発症の診断を受けたときから手術・治療を行い、いままで免許の申請手続きができなかった経緯がわかるものや、入院の期間等が明記されているもの。）

※ パスポート等（免許失効前の出国（日本の出国日）から最新の帰国（日本の入国日）までの記録が確認出来るものすべて。出国時に自動ゲートを通じた場合でも、帰国時には、自動ゲートではなく、入国日がわかる押印を依頼して下さい。）

出国印が押されていない場合、出入国管理庁（電話：03-5363-3005）に事前にお問い合わせいただければ、押印してもらえる場合があるようですので、ご確認ください。

出入国日が確認できない場合は、

- ・ 法務省の出入国記録
- ・ 在外公館が発行する在留証明書
- ・ 勤務先などが発行する駐在証明書
- ・ パスポートを更新されている方は、出国日がわかる古いパスポート
- ・ パスポートと絡めて確認するための航空機チケットの半券（控え）

やインターネット購入の場合は、購入履歴を印刷したもの
等が必要になります。

※ 在監証明書

□ 外国の運転免許証（お持ちの方）

※ 日本の運転免許と同等以上の外国の運転免許証をお持ちの方で、その免許を取得してから当該国で通算1年以上の滞在が証明できる方（運転免許証の内容（取得日が記載されておらず、交付日から出国日の間が1年未満の場合等）によっては、その国の運転経歴証明書等が必要になる場合があります。）は、初心運転者標識が免除となります。（法律上、今回の免許再取得から過去6か月以内の運転経験（滞在）が確認出来ない場合は、初心運転者期間制度の該当者になります。）

B：有効期限から3年以内の場合

やむを得ない事情（病気、入院、海外渡航等）がある方は、有効期限が切れてから3年以内でしたら、手続きができます。（ただし、やむを得ない事情があけてから1か月以内に手続きをする必要があります。）

取扱いについては、上記Aと同様です。

持ち物についてもAと同様ですが、「やむを得ない事情」を証明出来るものを必ず持参してください。

A・Bともに、手続きは、南アルプス市の運転免許課（総合交通センター）または、都留市の運転免許課都留分室で行っております。

受付は、平日（月曜日から金曜日）の午後1時00分から午後1時30分までです。申請書類等を記入していただく必要がありますので、午後1時00分頃までに来庁願います。

なお、運転免許証の有効期限が切れてしまった場合は、くれぐれも手続き前には運転されないようにお願いします。（無免許運転になってしまいますので、来庁される際は、ご家族等の送迎や、バス・タクシー等の公共交通機関をご利用ください。）

**C：やむを得ない事情がなく、有効期限から6か月以上経過してしまった場合
（ただし、1年以内）**

やむを得ない事情がなく、6か月を超えてしまった場合は、運転免許は無効となり、もう一度運転免許試験を受けて、取得していただくこととなります。

ただし、6か月を超えて1年以内の方にあつては、普通免許等を取得する際に必要

な「仮運転免許証」が、適性試験の合格のみで交付を受けることができます。

仮運転免許証の取得申請に必要なものは、上記Aと同様ですが、

申請用の写真が2枚

手数料は試験手数料（1,550円）と交付手数料（1,150円）

が必要になります。

申請手続きは、南アルプス市の運転免許課のみで取り扱います。

この場合、全て予約制となりますので、平日の午後4時00分から午後5時00分までの間に、下記担当まで電話予約をお願いします。

※ 3年を超えてしまった場合は、どのような理由があっても、失効による手続きはできません。もう一度、最初から運転免許試験を受験していただくこととなります。

長期間運転をされていませんと、運転技能や交通法規等の知識が低下している場合がありますので、再度試験を受け直してもらわなければなりません。

ただし、2001年（平成13年）6月19日より前に、やむを得ない事情が発生し、現在まで継続していた方（旧法律の該当者）は、その事情があけてから1か月以内であれば「失効」としての申請ができます。（詳細は、別途お問い合わせください。）

なお、有効期限から3年以上経過してしまった場合でも、外国で運転免許を取得されている方（取得後、その国に通算して3か月以上滞在されていた方）は、

- ・ 外国の運転免許証の取得状況確認
- ・ 適性試験、知識及び技能の確認

で問題が無ければ、日本の運転免許証を取得（外国免許の切り替え手続き）することができます。（必要な書類等については、別途お問い合わせ下さい。）

該当される方は、個別にお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部

運転免許課試験担当

電話055-285-0533

（問合せ受付時間：平日8:30～17:00）